		日	号外	ページ
一四二二―一四二五	種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件	一三		五
一四二六	肥料を登録した件	一三		六
一四二七	肥料の登録の有効期間を更新した件	一四		三
一四二八	肥料の登録が失効した件	一四		五
一四二九	生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件	一四		五
一四三〇	肥料の登録の有効期間を更新した件	一五		四
一四三一	肥料の登録が失効した件	一五		七
一四三二	輸入業者の住所の変更に係る届出があった件	一五		七
一四三三―一四三六	保安林の指定をする件	一九		四
一四三七―一四四七	保安林の指定を解除する件	一九		五
一四四八―一四五一	保安林の指定施業要件を変更する件	一九		六
一四五二	保安施設地区の指定をする件	一九		六
一四五三―一四五八	保安林の指定をする件	二〇		四
一四五九―〃 一四六五	保安林の指定施業要件を変更する件	二一		七
一四六六―一四六七	土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示	二二	204	六四
一四六八	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件	二五		三
一四六九	種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件	二五		四
一四七一	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令別表第一の一かじき等流し網漁業の項第三号の農林水産大臣が定める線を定める件	二五	207	二一
一四七二	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第五条第四項の規定に基づき、申請書の様式を定める件の一部を改正する件	二五	207	二一
一四七三	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九条第四項の規定に基づき、届出書の様式を定める件の一部を改正する件	二五	207	二八
一四七四	農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件	二六		三
一四七五―一四八三	保安林の指定をする件	二六		三
一四八四―一四八五	保安林の指定施業要件を変更する件	二六		四
一四八六	種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件	二六		五
一四八七	出願公表後に品種登録出願が拒絶された件	二六		五
一四八八	平成三十年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件	二七		八
一四八九	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	二七	209	二三
一四九〇―一四九一	農薬を登録した件	二七	209	二三
一四九二	農薬を再登録した件	二七	209	二四
一四九三	農薬の登録が失効した件	二七	209	二六
一四九四―一四九五	保安林の指定をする件	二八		四
一四九六	保安林の指定を解除する件	二八		四
一四九七	保安林の指定施業要件を変更する件	二八		四
一四九八	種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件	二八		四
一四九九	粗糖の平均輸入価格等を定めた件	二八		七
一五〇〇	平成二十九砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件	二九		一〇
一五〇一	平成二十九砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件	二九		一〇
〇経済産業省				
二〇五	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第七十五条第三項の規定に基づき、指定法人から住所及び事務所の所在地の変更の届出があった件	四		五
二〇六―二〇七	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示	一一		四
二〇八	入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する件	一一		五
二〇九	中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件	一五		七
二一〇	原子力関連貨物を輸出した者が報告すべき事項の一部を改正する件	一五		八
二一一	輸出の承認の権限が経済産業大臣から税関長に委任される輸出貿易管理令別表第二の四三の項の中欄に掲げる貨物から経済産業大臣が除くものの一部を改正する件	一五		八
二一二	経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定した件	一五		八
二一三	工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件	一九		六
二一四	計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類の一部を改正する件	二一		八
二一五	特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等についての一部を改正する件	二二	204	七一
		二二	204	七二